

事業群評価調書（令和7年度実施）

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁 児童生徒支援課	高比良 裕
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	⑧ いじめや不登校など児童生徒が抱える問題等への総合的な対策の推進		令和6年度事業費(千円) ※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	307,546

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)

児童生徒が抱える問題等の改善を図るため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、問題等の未然防止や早期発見・早期解消につなげるための継続的な支援を行います。

(取組項目)

- i) いじめの未然防止、早期発見・早期解消、不登校や自殺の未然防止、非行からの立ち直り支援の充実
 - ii) スクールカウンセラー※1やスクールソーシャルワーカー※2の配置や24時間対応の電話・メール・SNS相談等の教育相談体制の充実
 - iii) 不登校児童生徒に対する個々に応じたきめ細やかな支援の充実
 - iv) 学校における危機管理体制の見直しと児童相談所や警察など関係機関との連携協力に対する意識の醸成
 - v) 「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」や「学校と関係機関との連携マニュアル」の活用の徹底
- ※1 スクールカウンセラー：いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家
- ※2 スクールソーシャルワーカー：児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)		
	学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合	目標値①	86%	87%	88%	89%	90%	90.0% (R7)	進捗状況	令和6年度の学校内外で専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合は83.3%で、目標値を下回った。		
		実績値②	85.3% (H30)	88.6%	86.7%	86.0%	83.3%	83.3%		要因として、学校の働きかけに対して消極的であったり、そもそも困り感が感じられない不登校児童生徒及び保護者が一定数存在することに加えて、不登校児童生徒数の増加により、個々への対応が物理的に困難になっていると考えられる。		
		達成率②/①	103%	99%	97%	93%	93%	93%		一方で、不登校児童生徒のほとんどは、学校(教職員等)とのつながりは保っている状況であり、専門機関との連携を図っていくことを各学校に促しているところである。		

2. 令和6年度取組実績(令和7年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要			指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和6年度事業の成果等	
				R5実績	うち一般財源	人件費(参考)	令和6年度事業内容及び実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)			主な指標	R5目標	R5実績		
				R6実績							R6目標	R6実績		
				R7計画							R7目標			
				事業実施の根拠法令等			事業対象							
取組項目 i ii iii	○	1	スクールカウンセラー活用事業	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	主な指標	R5目標	R5実績	達成率				
				200,727	133,817	2,298	<p>●事業内容 スクールカウンセラー等を県内の公立学校に配置・派遣することにより、心の問題等を抱える児童生徒に対するカウンセリングや保護者及び教職員に対する助言を行う。</p> <p>●実施状況 小中学校全校(465校)、高等学校39校、特別支援学校4校にスクールカウンセラー等を配置するとともに、未配置校25校にスクールカウンセラー等を派遣した。</p>			【活動指標】 スクールカウンセラーの派遣回数(回)	数値目標なし	315	—	
				201,435	134,290	2,365					数値目標なし	312	—	
				248,946	165,964	2,363					数値目標なし	—	—	
				—	—	—					—	—		
				H13-	—	—					【成果指標】 スクールカウンセラー配置校における事業効果(点)	3.7	3.6	97%
			児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等				3.7	3.6	97%	<p>●事業の成果 ・成果指標は目標を下回ったが、評定のうち、児童生徒に対するカウンセリングや保護者及び教職員に対する助言にかかる評定項目は目標を達成した。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・スクールカウンセラー等の配置を拡充し、心の問題等を抱える児童生徒の早期発見と解消に向けた継続的支援を図り、目標達成に向け寄与した。</p>

○	2	スクールソーシャルワーカー活用事業	61,378	40,919	2,298	<p>●事業内容 社会福祉等の専門的な知識技術を有するスクールソーシャルワーカーを市町教委及び県立学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用して課題解決への対応を図る。</p> <p>●実施状況 児童生徒や保護者等の置かれている環境を改善するため、教育と福祉の両面から関係機関等と連携しながら支援を行い、児童生徒の健全育成を図った。</p>	<p>【活動指標】 スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校数（箇所）</p> <table border="1"> <tr><td>58</td><td>58</td><td>100%</td></tr> <tr><td>60</td><td>63</td><td>105%</td></tr> <tr><td>63</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>【成果指標】 スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校における事業効果（点）</p> <table border="1"> <tr><td>3.9</td><td>3.8</td><td>97%</td></tr> <tr><td>3.9</td><td>3.8</td><td>97%</td></tr> <tr><td>3.9</td><td></td><td></td></tr> </table>	58	58	100%	60	63	105%	63			3.9	3.8	97%	3.9	3.8	97%	3.9			<p>●事業の成果 ・事業効果は目標を下回ったが、達成率は97%と高い水準を維持しており、スクールソーシャルワーカーが教育と福祉の両面から関係機関と連携して、児童生徒の課題解決を図った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・スクールソーシャルワーカーを19市町教育委員会及び県立学校44校に配置を拡充し、児童生徒の置かれた環境の改善に寄与した。</p>															
58	58	100%																																							
60	63	105%																																							
63																																									
3.9	3.8	97%																																							
3.9	3.8	97%																																							
3.9																																									
H20-	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等																																						
児童生徒支援課	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等																																						
19,326	13,598	3,830	<p>●事業内容 いじめや不登校等に悩む子どもや保護者等に対し、夜間休日を含めた24時間電話相談やSNSによる相談を実施するとともに、教職員に対し、児童生徒の事件・事故が発生した場合の対応など、危機管理や福祉制度・関連法に関する研修会を実施する。</p> <p>また、県立学校において、解決困難な児童生徒の問題行動における法的課題を解決するため、弁護士による相談窓口を設置する。</p> <p>●実施状況 24時間電話相談やSNSを活用した相談事業を実施し、子どもや保護者のための相談体制の充実を図った。また、不登校支援や自殺予防に関する研修会を開催した。</p> <p>問題の重大化など、学校だけでは対応が困難、又は対応を迷う事態が発生した場合に弁護士による法的助言を受ける機会を設け、早期解決につなげた。</p>	<p>【活動指標】 いじめ・不登校等相談事業にかかる訪問及び来所回数（回）</p> <table border="1"> <tr><td>16</td><td>11</td><td>68%</td></tr> <tr><td>16</td><td>27</td><td>168%</td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>【活動指標】 弁護士相談窓口への相談件数（件）</p> <table border="1"> <tr><td>数値目標なし</td><td>17</td><td>—</td></tr> <tr><td>数値目標なし</td><td>13</td><td>—</td></tr> <tr><td>数値目標なし</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>【成果指標】 教育センターで問題に向けて共に取り組んだ件数（件）</p> <table border="1"> <tr><td>数値目標なし</td><td>549</td><td>—</td></tr> <tr><td>数値目標なし</td><td>687</td><td>—</td></tr> <tr><td>数値目標なし</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>【成果指標】 弁護士相談窓口における事業効果（点）</p> <table border="1"> <tr><td>3.8</td><td>3.9</td><td>102%</td></tr> <tr><td>3.8</td><td>3.8</td><td>100%</td></tr> <tr><td>3.8</td><td></td><td></td></tr> </table>	16	11	68%	16	27	168%	16			数値目標なし	17	—	数値目標なし	13	—	数値目標なし			数値目標なし	549	—	数値目標なし	687	—	数値目標なし			3.8	3.9	102%	3.8	3.8	100%	3.8			<p>●事業の成果 ・いじめや不登校等の諸課題に関する相談に対し、事例の実態に応じ市町教育委員会及び県立学校と連携を図りながら対応した。</p> <p>・各種研修会の実施により教職員の資質向上が図られた。</p> <p>・学校だけでは解決が困難な事例に対して、弁護士による法的助言を受けることにより、課題解決につながった。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・電話相談や来所相談等への相談から学校での支援につなげるなど、関係機関と連携しながら悩みを抱える児童生徒の支援を行い、目標達成に向け寄与した。</p>
16	11	68%																																							
16	27	168%																																							
16																																									
数値目標なし	17	—																																							
数値目標なし	13	—																																							
数値目標なし																																									
数値目標なし	549	—																																							
数値目標なし	687	—																																							
数値目標なし																																									
3.8	3.9	102%																																							
3.8	3.8	100%																																							
3.8																																									
18,815	14,288	3,942																																							
17,818	15,275	3,939																																							
—	—	—																																							
児童生徒支援課	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等																																						
児童生徒支援課	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等																																						
取組項目 i ii iii	3	教育相談事業費	409	409	1,532	<p>●事業内容 県設置の教育支援センターにおいて、不登校児童生徒の心理的安定、基本的生活習慣、コミュニケーション力の育成を図り、学校復帰を支援するとともに、社会的自立を目指す。教育支援センター指導員研修会を開催するとともに、各市町教育委員会及び教育支援センターに対し、教育相談等の支援を行う。</p> <p>●実施状況 教育支援センターにおいて、不登校児童生徒等の将来の自立に向けた支援を実施した。また、各市町教育委員会及び教育支援センターへの研修、教育相談等を行った。</p> <p>不登校支援協議会においては、不登校児童生徒への支援の在り方について意見を聴取した。</p>	<p>【活動指標】 -R5：県配置の教育支援センターにおける通所児童生徒数（名）</p> <table border="1"> <tr><td>数値目標なし</td><td>0</td><td>—</td></tr> </table> <p>R6-：県配置の教育支援センター相談員による通級生及び市町教育支援センター支援員等への支援者数（人）</p> <table border="1"> <tr><td>数値目標なし</td><td>19</td><td>—</td></tr> <tr><td>数値目標なし</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>【成果指標】 -R5：教育支援センターに通う子どもたちの学校復帰率（%）</p> <table border="1"> <tr><td>100</td><td>0</td><td>0%</td></tr> </table> <p>R6-：県配置の教育支援センター相談員の支援を受けたことで効果を感じた等肯定的に回答した割合（%）</p> <table border="1"> <tr><td>100</td><td>100</td><td>100%</td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td></td></tr> </table>	数値目標なし	0	—	数値目標なし	19	—	数値目標なし			100	0	0%	100	100	100%	100			<p>●事業の成果 ・県教育支援センターにおいて、生徒のニーズに応じた支援を実施し、実践したこと各市町の支援員が参加する研修会を紹介した。</p> <p>・不登校支援協議会では、県が設置を促している校内教育支援センターにおける支援の在り方について意見を聴取し、校内教育支援センターの手引き書を作成することができた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・教育支援センターにおける生徒の様子について、学校とも情報共有しながら支援を実施した。生徒との会話によるやり取りを重視し、生徒に寄り添った支援をしたことで、状況改善につながった。</p>															
数値目標なし	0	—																																							
数値目標なし	19	—																																							
数値目標なし																																									
100	0	0%																																							
100	100	100%																																							
100																																									
814	814	1,577																																							
1,509	1,509	1,576																																							
—	—	—																																							
H10-	—	—																																							
児童生徒支援課	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等																																						
取組項目 i ii iii	4	不登校等児童生徒に対する支援事業	409	409	1,532	<p>●事業内容 県設置の教育支援センターにおいて、不登校児童生徒の心理的安定、基本的生活習慣、コミュニケーション力の育成を図り、学校復帰を支援するとともに、社会的自立を目指す。教育支援センター指導員研修会を開催するとともに、各市町教育委員会及び教育支援センターに対し、教育相談等の支援を行う。</p> <p>●実施状況 教育支援センターにおいて、不登校児童生徒等の将来の自立に向けた支援を実施した。また、各市町教育委員会及び教育支援センターへの研修、教育相談等を行った。</p> <p>不登校支援協議会においては、不登校児童生徒への支援の在り方について意見を聴取した。</p>	<p>【活動指標】 -R5：県配置の教育支援センターにおける通所児童生徒数（名）</p> <table border="1"> <tr><td>数値目標なし</td><td>0</td><td>—</td></tr> </table> <p>R6-：県配置の教育支援センター相談員による通級生及び市町教育支援センター支援員等への支援者数（人）</p> <table border="1"> <tr><td>数値目標なし</td><td>19</td><td>—</td></tr> <tr><td>数値目標なし</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>【成果指標】 -R5：教育支援センターに通う子どもたちの学校復帰率（%）</p> <table border="1"> <tr><td>100</td><td>0</td><td>0%</td></tr> </table> <p>R6-：県配置の教育支援センター相談員の支援を受けたことで効果を感じた等肯定的に回答した割合（%）</p> <table border="1"> <tr><td>100</td><td>100</td><td>100%</td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td></td></tr> </table>	数値目標なし	0	—	数値目標なし	19	—	数値目標なし			100	0	0%	100	100	100%	100			<p>●事業の成果 ・県教育支援センターにおいて、生徒のニーズに応じた支援を実施し、実践したこと各市町の支援員が参加する研修会を紹介した。</p> <p>・不登校支援協議会では、県が設置を促している校内教育支援センターにおける支援の在り方について意見を聴取し、校内教育支援センターの手引き書を作成することができた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・教育支援センターにおける生徒の様子について、学校とも情報共有しながら支援を実施した。生徒との会話によるやり取りを重視し、生徒に寄り添った支援をしたことで、状況改善につながった。</p>															
数値目標なし	0	—																																							
数値目標なし	19	—																																							
数値目標なし																																									
100	0	0%																																							
100	100	100%																																							
100																																									
814	814	1,577																																							
1,509	1,509	1,576																																							
—	—	—																																							
H10-	—	—																																							
児童生徒支援課	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等																																						

5	未来へつなぐ「確かな一步」推進事業	715	712	1,532	<p>●事業内容 県内の不登校児童生徒が文化、スポーツ等の体験を通して人や社会とつながるよさを実感し、将来の社会的自立に向かうための取組を実施する。</p> <p>●実施状況 14市町が本事業を活用し、文化施設や青少年教育施設、スポーツ団体等と連携した不登校支援を実施した。</p>	【活動指標】 事業実施市町数（市町）	10	11	110%	<p>●事業の成果 ・県の基幹施設プログラムだけではなく、各市町の地域資源を生かした特色ある体験活動が実施された。「これからも様々なことにチャレンジしたい」「自分にもできるという気持ちになった」など、前向きな感想が数多く聞かれた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・14市町において実施されたことで、前年度を大きく上回る約450人の不登校児童生徒が体験活動等に参加した。</p>
		981	978	1,577		12	14	116%		
		4,890	4,621	1,576		14				
	R5-7	—	—	—		100	89	89%		
	児童生徒支援課	—	—	—	【成果指標】 参加したことで、自己肯定感が高まったと回答した児童生徒の割合（%）	100	80	80%		
取組項目 i iii	学校内外における児童生徒の学びの場創出事業	24,120	16,080	2,365	<p>●事業内容 小・中学校における校内教育支援センター（SSR）の設置を促進するとともに、民間など学校外の相談・指導機関との連携やオンラインによる支援体制を強化することで、不登校児童生徒のニーズに応じた多様な学びの場や居場所を確保・提供する。</p> <p>●実施状況 8市町において新たに校内教育支援センターが設置され、不登校児童生徒や教室に入りづらさを感じている児童生徒のニーズに応じた支援を実施した。</p>	【活動指標】 校内教育支援センター開催の会議等開催回数（回）	5	5	100%	<p>●事業の成果 ・8市町85校にSSR支援員が配置され、学校や児童生徒の状況に応じた運用がなされた。「SSRがあるから登校できるようになった」という意見もあり、多くの児童生徒に状況の改善が見られた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・目標には届かなかったが、設置されたSSRでは、児童生徒に寄り添った支援を行ったことにより児童生徒の状況の改善が見られた。</p>
		54,858	33,954	2,363		5				
		—	—	—		130	85	65%		
	R6-8	—	—	—	【成果指標】 R6:校内教育支援センター設置校数（校数）	60				
	児童生徒支援課	—	—	—						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i いじめの未然防止、早期発見・早期解消、不登校や自殺の未然防止、非行からの立ち直り支援の充実

●実績の検証及び解決すべき課題

教職員を対象に不登校支援や自殺予防に関する研修会を開催し、教職員の資質向上と意識の醸成に取り組むことができた。一方、いじめの認知や組織的対応については、学校間、教職員間で意識に差があり、引き続き啓発が必要である。また、依然として不登校児童生徒数は増加傾向にあり、未然防止は喫緊の課題である。

●課題解決に向けた方向性

不登校支援協議会や、いじめ問題等対策会議において有識者からいただいた意見を踏まえて、いじめ防止及び不登校支援に関するリーフレット等を作成した。それらを活用し、教職員一人一人の資質向上や意識の醸成を図るほか、各学校に対し、いじめ等の問題に迅速かつ組織的に対応できる体制の整備を促していく。

ii スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や24時間対応の電話・メール・SNS相談等の教育相談体制の充実

●実績の検証及び解決すべき課題

スクールカウンセラー（R6：508校）及びスクールソーシャルワーカー（R6：19市町+44県立学校）の配置を拡充したことで、これまで以上にいじめや不登校等の諸課題に対応することができた。一方で、小中学校1校あたり週の平均配置時間は限られていることが課題である。また、電話、メール、SNSによる相談体制を整備し、様々な悩みに対応したが、児童生徒がいつでも気軽に相談窓口を活用できるよう周知方法をより一層工夫する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

新たに教育支援センター等へスクールカウンセラーを配置を拡充した。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる教職員への校内研修やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び教職員の合同研修会を通して、一人一人の資質向上を図るとともに、学校全体の相談体制の強化に取り組む。また、引き続き各種相談窓口に関する紹介カードを作成・配布するほか、一人一台端末を活用しながら一層の周知に取り組む。

iii	不登校児童生徒に対する個々に応じたきめ細やかな支援の充実	●実績の検証及び解決すべき課題 <p>「不登校支援協議会」において、本県の抱える不登校対策の課題等について協議した。特に推進していくべき不登校対策として、学校内で校内教育支援センターでの支援を充実させるとともに、学校外の関係機関等との連携の強化を図るなど、学校内外における不登校児童生徒の学びの場・居場所を確保・提供していくことが挙げられる。</p>	●課題解決に向けた方向性 <p>不登校支援協議会において、校内教育支援センターでの支援の在り方等について意見を聴取し、それをもとに「校内教育支援センターの手引き」を作成した。今後、本手引きを校内教育支援センターでの適切な運用のための資料として活用を促し、不登校児童生徒等への支援の充実につなげていく。</p>
iv	学校における危機管理体制の見直しと児童相談所や警察など関係機関との連携協力に対する意識の醸成	●実績の検証及び解決すべき課題 <p>各学校で危機管理マニュアルは全ての学校で作成されており、危機管理マニュアルの見直し（R5実績で98%）の100%を目指す。関係機関との連携では、管理職を中心に窓口となっているが、明確な役割を示していない学校もある。</p>	●課題解決に向けた方向性 <p>管理職への周知を続けるとともに、生徒指導主事や教育相談主任を対象とする研修会においても周知を図り、教職員の意識の醸成や活用の徹底に取り組む。</p>
v	「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」や「学校と関係機関との連携マニュアル」の活用の徹底	●実績の検証及び解決すべき課題 <p>管理職対象の研修会において、ガイドラインやマニュアルの周知を図り各学校での活用を支援することで、意識の醸成につながった。一方で、それらの内容が各学校の教職員まで十分に行き届いていないことが課題として挙げられる。</p>	●課題解決に向けた方向性 <p>引き続き管理職への周知を続けるとともに、生徒指導主事や教育相談主任を対象とする研修会においても周知を図り、教職員の意識の醸成や活用の徹底に取り組む。</p>

4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業番号	事業事業名 事業期間 所管課(室)名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「-」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii	○ 1	スクールカウンセラー活用事業	新たに教育支援センター等へスクールカウンセラーを配置し、不登校・学校内外どこにもつながっていない児童生徒やその保護者へのカウンセリングのほか、関係機関との連携を強化することで、相談体制の充実を図った。 また、離島在住のスクールカウンセラーを拡充し、離島地域での安定した相談体制の構築を図った。	⑧	学校及び教育支援センター等では児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの活用が不可欠なものとなっており、効果的な配置や、資質向上を図ることで更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善
		H13-				
		児童生徒支援課				
取組項目 i ii iii	○ 2	スクールソーシャルワーカー活用事業	新たに離島留学制度を実施する未配置の県立高校にSSWの配置を行うとともに、配置時間数を増やし、配置を拡充した。 スーパーバイザーによる研修会の旅費を確保（これまでに参加者の自費）し、県下3か所で実施することで、離島地区的SSWも参加しやすくなり、SSWの資質向上が期待できる。	⑧	学校では福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチを行うスクールソーシャルワーカーの活用が不可欠なものとなっており、効果的な配置や、資質向上を図ることで更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善
		H20-				
		児童生徒支援課				
取組項目 i ii iii	○ 3	教育相談事業費	これまでに中高生を対象にSNS相談窓口を設けていたが、小学生まで対象を広げるため、令和7年度からはインターネット(forms)による相談窓口に変更した。また、電話相談事業やインターネット相談窓口の更なる活用を促すため、一人一台端末を活用した周知など、教育相談体制の充実を図る。	②	電話、メール等による相談事業を引き続き実施し、児童生徒が不安や悩みを相談しやすい環境の整備を進めるとともに、研修会を通してスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び教職員一人一人の資質向上を図り、相談体制の充実を目指す。	改善
		-				
		児童生徒支援課				
取組項目 i ii iii	○ 4	不登校等児童生徒に対する支援事業	各市町の教育支援センター相談員等を対象に実施していたオンラインを活用した支援について、校内教育支援センター(SSR)支援員にも積極的に活用するよう周知した。	②	不登校支援協議会での協議内容を踏まえ、引き続き、教育支援センター相談員及び校内教育支援センター支援員等の支援の実践力の向上を図る。	改善
		H10-				
		児童生徒支援課				

取組項目 i iii	5	未来へつなぐ「確かな一步」推進事業	各市町との意見交換をとおして、不登校児童生徒の状況やニーズを把握した上で、関係機関と打合せを行い、体験プログラムの見直しを実施した。 R5-7 児童生徒支援課	②⑤⑥	3か年の事業実施を踏まえたうえで、引き続き不登校児童生徒の社会的自立を目指して、より多くの不登校児童生徒に支援が行き渡るよう効果的な事業内容を検討する。	拡充
i iii	6	学校内外における児童生徒の学びの場創出事業	「校内教育支援センターの手引き」を、県内各小・中学校へ配布し、校内教育支援センターの適切な運用に活用するよう促している。また、今年度から新たに県立中学校へ支援員を配置した。 R6-8 児童生徒支援課	②⑤	「校内教育支援センターの手引き」の活用による、校内教育支援センターの適切な運用を図るとともに、支援員の配置充実により不登校児童生徒等への支援の充実を目指す。	改善

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出しているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点